



スポーツ庁



経済産業省

スタジアム・アリーナ改革の実現に 活用可能な施策一覧

令和6年6月

スポーツ庁

経済産業省

スタジアム・アリーナ改革の実現に活用可能な施策

スタジアム・アリーナの構想・計画の策定又は設計・建設の実施

- ・設計・建設又は運営・管理における官民連携手法の検討 ソフト ……P.3-P.5
- ・設計・建設の実施 ハード ……P.6-P.12

スタジアム・アリーナやプロスポーツチーム等の活用推進

- ・スタジアム・アリーナ等を活用した観光コンテンツの創出 ソフト ……P.13

スタジアム・アリーナ周辺地域の魅力向上

- ・スタジアム・アリーナ周辺インフラの整備 ハード ……P.14

スタジアム・アリーナ等を核とした地方創生

- ・地方創生の取組に係る支援策 ソフト ハード ……P.15-P.16

スタジアム・アリーナ改革の実現に活用可能な施策一覧①

スタジアム・アリーナの構想・計画の策定又は設計・建設の実施		
構想・計画段階	設計・建設又は運営・管理の官民連携手法を検討したい	● 文教施設における多様なPPP／PFIの先導的開発事業（文部科学省） 【対象】民間事業者（地方公共団体等を支援するための業務を委託） 【用途】文教施設における先導的なPPP／PFI手法の導入検討に係る調査・検討 【内容】委託事業＜ソフト支援＞ 地方公共団体等に対する勉強会の開催、先導性を有する案件への伴走支援等 ・勉強会は、委託先の民間事業者において3回程度実施予定 ・個別相談会についても、1～2回程度実施予定 【規模】26,400千円 【公募期間】令和6年2月28日（水）～3月25日（月）
		● 先導的官民連携支援事業（国土交通省） 【対象】地方公共団体、独立行政法人、公共法人 【用途】官民連携事業の導入や実施に向けた検討や、導入判断等に必要な情報の整備等のための調査 【内容】補助事業＜ソフト支援＞ 【規模】補助金の1件当たりの上限は20,000千円。ただし、都道府県及び政令指定都市にあっては、コンセッション事業に関するものを除き、原則10,000千円を上限。 全額国費による定額補助。ただし、都道府県及び政令指定都市にあっては、コンセッション事業に関するものを除き、補助率1／2。 【公募期間】①令和6年2月2日（金）～2月26日（月） ②なし 【要件】都市公園等の国土交通省の所管する分野における官民連携事業であること等

スタジアム・アリーナ改革の実現に活用可能な施策一覧②

スタジアム・アリーナの構想・計画の策定又は設計・建設の実施		
構想・計画段階	設計・建設又は運営・管理の官民連携手法を検討したい	●官民連携型公園計画策定調査（国土交通省） 【対象】地方公共団体 【用途】官民連携による都市公園の整備・管理運営を推進することを目的とした調査 【内容】社会資本整備総合交付金＜ソフト支援＞ 【規模】交付対象経費に1/2を乗じて得た額 【要件】社会資本総合整備計画に基づき実施すること 等
		●スポーツ振興くじ助成金（独立行政法人日本スポーツ振興センター） ・地域スポーツ施設整備助成（PPP/PFI導入のためのアドバイザリー活用事業） 【対象】地方公共団体 【用途】地域住民の身近なスポーツ活動の場となる施設の整備に当たり、PPP/PFIの導入のためアドバイザリーを活用する事業。 【内容】助成事業＜ソフト支援＞ 【規模】助成対象経費（上限額：4千万円）に1/2を乗じて得た額 【公募期間】令和5年11月～令和6年1月 【要件】PPP/PFIの導入を検討する施設は、公共のスポーツ施設であること。 PPP/PFIの導入を検討する施設について、整備、維持管理等に関する基本構想又は基本計画を策定していること。 等
		●スタジアム・アリーナ改革推進事業(先進事例形成支援事業)（スポーツ庁） 【対象】地方公共団体又は法人格を有する団体 【用途】スタジアム・アリーナの整備に係る基本構想・基本計画の策定支援、ステークホルダーとの合意形成を図るための地域官民連携協議会等の開催支援。 【内容】委託事業＜ソフト支援＞ 【規模】2件 10,000千円／件 【要件】2026年までに設計・建設段階への移行が予定されていること 等

スタジアム・アリーナの構想・計画の策定又は設計・建設の実施

構 想 ・ 計 画 段 階	設計・建設 又は運営・ 管理の官 民連携手 法を検討し たい	● PPP/ PFI事業の案件形成機能の強化・充実（内閣府） 【対象】地方公共団体等 【用途】地方公共団体のPPP/PFI案件の形成を促進 ①地域プラットフォーム形成支援 地域におけるPPP/PFI案件の形成能力の向上を図るため、行政、金融機関、企業等の関係者が集い、ノウハウの習得や情報の交換等を容易にする場（地域プラットフォーム）の立ち上げや運営を支援。地域プラットフォームに寄せられる案件候補情報のうち、横展開の可能性が高いものについては、サウンディング調査はじめ案件形成に資する支援を併せて実施 ※地域プラットフォーム形成支援のほか、「PPP/PFI地域プラットフォームの協定制度」の活用により、地方公共団体のPPP/PFI案件形成に対する支援が可能 ②優先的検討運用支援 PPP/PFI手法の適用を、従来手法に優先して検討する「優先的検討規程」の策定や、規定を運用して具体の事業をPPP/PFI手法にて進捗させる過程を支援 ※支援対象の選定では、（１）～（３）の要件に当てはまる地方公共団体を優位に評価 （１）人口20万人未満の地方公共団体 （２）優先的検討規程が未策定の地方公共団体 （３）今後速やかに庁内でPPP/PFI手法の導入を検討する具体の事業がある地方公共団体 ③高度専門家による課題検討支援 公共施設等運営事業（コンセッション事業）、収益型事業、公的不動産利活用事業、PFI法第６条に基づく民間提案の制度を活用する事業、指標連動方式（アベイラビリティペイメント方式）による事業、ウォーターPPPによる事業等の実施を検討している地方公共団体等に対し、法律、会計、税務、金融等の高度な専門的知識を有する専門家による助言や情報提供等の支援を実施 【内容】委託事業＜ソフト支援＞ ※内閣府が委託したコンサルタントにより地方公共団体等を支援 【規模】約１億2,000万円（①～③事業等の合計） 【公募期間】令和６年１月１１日～３月１日12時 【要件】本支援措置における具体的なPPP/PFI案件形成については、いずれの支援措置においても、『事業化前』段階のものが対象 支援措置により各種要件あり
--	---	---

スタジアム・アリーナ改革の実現に活用可能な施策一覧④

スタジアム・アリーナの構想・計画の策定又は設計・建設の実施		
設計・建設段階	スタジアム・アリーナを建設したい	● 学校施設環境改善交付金（地域スポーツ施設整備）（スポーツ庁） 【対象】地方公共団体 【用途】社会体育施設の整備（耐震化等を除き改修事業は対象外） ・地域スポーツセンター新改築・改修事業 ・地域屋外スポーツセンター新改築事業 ・社会体育施設耐震化事業 等 【内容】交付金＜ハード支援＞ 【規模】交付対象経費（※）に1/3を乗じて得た額（上限額は施設・面積等により異なる） ※交付対象経費の上限額の例（令和6年度予算ベース） 地域スポーツセンター新改築（研究又は宿泊機能を有する場合）：1,606,200千円 地域屋外スポーツセンター新改築：140,769千円 社会体育施設耐震化：200,000千円 ※R5年度より導入可能性調査やアドバイザー経費を補助対象経費に追加。 【要件】事業毎に各種要件あり
		● スポーツ振興くじ助成金（独立行政法人日本スポーツ振興センター） ・ 地域スポーツ施設整備助成（スポーツ競技施設等の整備） 【対象】地方公共団体 ほか 【用途】地域住民の身近なスポーツ活動の場となる競技施設等の新設（増改設を含む。）、改修又は改造を行う事業。 【内容】助成事業＜ハード支援＞ 【規模】助成対象経費（上限額：3千万円）に2/3を乗じて得た額 【公募期間】令和5年11月～令和6年1月 【要件】国又は公営競技等の収益による補助金・助成金を受ける事業は対象外 地域住民にとって身近で利用しやすい位置にあり、かつ楽しく安全にスポーツ活動に親しむことができるように整備されるものであること 等

スタジアム・アリーナの構想・計画の策定又は設計・建設の実施		
設計・建設段階	スタジアム・アリーナを建設したい	●スポーツ振興くじ助成金（独立行政法人日本スポーツ振興センター） ・地域スポーツ施設整備助成（スポーツ競技施設の大規模改修等） 【対象】地方公共団体 【用途】地域住民の身近なスポーツ活動の場となる競技施設の改修又は改造を行う事業で、老朽化したスポーツ競技施設の改修若しくは改造、スポーツ競技施設の高機能化のための改造又はバリアフリー化を目的として施設の改修又は改造のみを行う事業 【内容】助成事業＜ハード支援＞ 【規模】助成対象経費（上限額：1.5億円）に2/3を乗じて得た額 【公募期間】令和5年11月～令和6年1月 【要件】国又は公営競技等の収益による補助金・助成金を受ける事業は対象外 地域住民にとって身近で利用しやすい位置にあり、かつ楽しく安全にスポーツ活動に親しむことができるように整備されるものであること 等
		●スポーツ振興くじ助成金（独立行政法人日本スポーツ振興センター） ・大規模スポーツ施設整備助成（Jリーグホームスタジアム整備事業） 【対象】地方公共団体 【用途】スポーツ振興投票対象試合を実施する競技場の新設事業 【内容】助成事業＜ハード支援＞ 【規模】助成対象経費（上限額：40億円）に3/4を乗じて得た額 【公募期間】※令和元年度～令和6年度は募集せず 【要件】スポーツ振興投票対象試合を実施する競技場であること 助成年度において、J1又はJ2に属するチームのホームスタジアムであること 国又は公営競技等の収益によるスポーツの振興等を目的とした補助金・助成金を受ける事業は対象外 等（要件は平成30年度ベース）

スタジアム・アリーナ改革の実現に活用可能な施策一覧⑥

スタジアム・アリーナの構想・計画の策定又は設計・建設の実施

設計・建設段階	スタジアム・アリーナを建設したい	●社会資本整備総合交付金（都市公園事業）（国土交通省） 【対象】地方公共団体 【用途】都市公園の整備（公園施設としてスタジアム・アリーナや園路、広場等を整備する場合が対象） 【内容】社会資本整備総合交付金＜ハード支援＞ 【規模】交付対象経費に1/3（用地費）又は1/2（施設費）を乗じて得た額 【要件】社会資本総合整備計画に基づき実施すること 面積要件：原則2ha以上 総事業要件：市町村事業は2.5億円以上、都道府県事業は5億円以上 等
		●まち再生出資業務（民間都市開発推進機構） 【対象】民間事業者 【用途】市町村が定める都市再生整備計画の区域や都市機能誘導区域等における民間都市開発事業 【内容】金融支援(出資等)＜ハード支援＞ 【規模】金融支援限度額は次のうち最も少ない額 ①公共施設等整備費 ②総事業費の50% ③資本の額の50% 【要件】国土交通大臣の認定を受けた事業であること 等

スタジアム・アリーナ改革の実現に活用可能な施策一覧⑦

スタジアム・アリーナの構想・計画の策定又は設計・建設の実施		
設計・建設段階	スタジアム・アリーナを建設したい	●デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生拠点整備タイプ） （内閣府地方創生推進事務局） 【対象】地方公共団体 【用途】デジタルの活用などによる観光や農林水産業の振興等の地方創生に資する拠点整備 【内容】交付金＜ハード支援（一部ソフト支援あり）＞ 【規模】交付対象事業費（※）に1/2を乗じて得た額 ※ 1団体当たりの交付対象事業費上限額（目安） 都道府県 30億円、中枢中核都市 20億円、市区町村 10億円 【公募期間】令和5年12月12日～令和6年1月24日（第1回） 令和6年4月26日～令和6年6月4日（第2回） 【要件】地方版総合戦略に基づく、地方公共団体の自主的・主体的で先導的な事業であること
		中堅・中小企業の賃上げに向けた省力化等の大規模成長投資補助金（経済産業省） 【対象】中堅・中小企業（常時雇用する従業員数が2,000人以下の会社等）※単体ベース 【用途】足元の人手不足に対応するための省力化等による労働生産性の抜本的な向上と事業規模の拡大を図るために行う拠点新設や大規模な設備投資 【内容】補助事業＜ハード支援＞ 【規模】補助対象経費に1/3を乗じて得た額 ※補助上限額50億円 【公募期間】令和6年3月6日～令和6年4月30日（一次公募）※二次公募は6月下旬頃 【要件】① 投資額10億円以上（専門家経費・外注費を除く補助対象経費分） ② 賃上げ要件（補助事業の終了後3年間の対象事業に関わる従業員等1人当たり給与支給総額の年平均上昇率が、事業実施場所の都道府県における直近5年間の最低賃金の年平均上昇率以上）

スタジアム・アリーナ改革の実現に活用可能な施策一覧⑧

スタジアム・アリーナの構想・計画の策定又は設計・建設の実施

設計・建設段階	スタジアム・アリーナの付帯施設又は設備を整備をしたい	● 地域未来投資促進税制（経済産業省） 【対象】民間事業者 【用途】スタジアム・アリーナを活用した地域経済牽引事業 【内容】税制＜ハード支援＞ ＊機械・装置等：40％特別償却または4％税額控除 （上乗せ要件を満たす場合：50％特別償却または5％税額控除） ＊建物等：20％特別償却または2％税額控除 【要件】地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業計画の承認を受け、「地域経済の成長発展の基盤強化に特に資するもの」として定める基準に適合することについて国の確認を受けること
		● 地域経済牽引事業計画関連融資（日本政策金融公庫・中小企業事業） 【対象】都道府県知事の承認を受けた地域経済牽引事業計画に従って事業を行う特定事業者（※みなし特定事業者を含む。） 【用途】スタジアム・アリーナを活用した地域経済牽引事業 【内容】特別利率等での融資 【要件】地域経済牽引事業計画の承認事業者が行う設備投資等であること （注）日本政策金融公庫の個別審査が必要となること
		● 信用保証協会による債務保証（経済産業省・中小企業事業） 【対象】都道府県知事の承認を受けた地域経済牽引事業計画に従って事業を行う特定事業者（※みなし特定事業者を含む。） 【用途】スタジアム・アリーナを活用した地域経済牽引事業 【内容】金融機関等からの借入れの際に、通常の保証限度額とは別枠での信用保証協会による保証 【要件】承認地域経済牽引事業を行うために必要な資金に係るものであること （注）信用保証協会の個別審査が必要となること

スタジアム・アリーナ改革の実現に活用可能な施策一覧⑨

スタジアム・アリーナの構想・計画の策定又は設計・建設の実施		
設計・建設段階	スタジアム・アリーナの付帯施設又は設備を整備をしたい	●デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生拠点整備タイプ） （内閣府地方創生推進事務局） 【対象】地方公共団体 【用途】デジタルの活用などによる観光や農林水産業の振興等の地方創生に資する拠点整備 【内容】交付金＜ハード支援（一部ソフト支援あり）＞ 【規模】交付対象事業費（※）に1/2を乗じて得た額 ※ 1 団体当たりの交付対象事業費上限額（目安） 都道府県 30億円、中枢中核都市 20億円、市区町村 10億円 【公募期間】令和 5 年12月12日～令和 6 年 1 月24日（第 1 回） 令和 6 年 4 月26日～令和 6 年 6 月 4 日（第 2 回） 【要件】地方版総合戦略に基づく、地方公共団体の自主的・主体的で先導的な事業であること
		●省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金（経済産業省） ※ I. 工場・事業場型事業の場合 【対象】中小企業等（地方公共団体も利用可） 【用途】空調、ボイラー等のエネルギー消費設備の省エネ型設備への「更新」 【内容】補助事業＜ハード支援＞ 【規模】補助対象経費に1/2を乗じて得た額（中小企業等） ※ 上限額15億円／年度（複数年度は30億円／事業） 【公募期間】令和6年5月27日～7月1日（二次公募） 【要件】機械設計が伴う設備又は事業者の使用目的や用途に合わせて設計・製造する設備等へ更新する場合で、申請単位（スタジアム全体）において、原油換算量ベースで以下のいずれかの要件を満たす事業 ・省エネ率＋非化石割合増加率：10%以上 ・省エネ量＋非化石使用量：700kl以上 ・エネルギー消費原単位改善率：7%以上

スタジアム・アリーナの構想・計画の策定又は設計・建設の実施

設計・建設段階	スタジアム・アリーナの付帯施設又は設備を整備をしたい	●まち再生出資業務（民間都市開発推進機構） 【対象】民間事業者 【用途】市町村が定める都市再生整備計画の区域や都市機能誘導区域等における民間都市開発事業 【内容】金融支援(出資等)＜ハード支援＞ 【規模】金融支援限度額は次のうち最も少ない額 ①公共施設等整備費 ②総事業費の50% ③資本の額の50% 【要件】国土交通大臣の認定を受けた事業であること 等
		●新築・既存建築物のZEB普及促進支援事業（環境省）※R6年度 【対象】民間事業者、地方公共団体、独立行政法人等 【用途】ZEBの更なる普及拡大のため、新築／既存の建築物ZEB化に資するシステム・設備機器等の導入を支援 【内容】補助事業＜ハード支援＞ 【規模】補助上限3～5億円 新築補助率：『ZEB』…1/2、Nearly ZEB…1/3、ZEB Ready…1/4、ZEB Oriented…1/4 既存補助率：2/3 【要件】ZEBの基準を満たすと共に、計量区分ごとにエネルギーの計量・計測を行い、データを収集・分析・評価できるエネルギー管理体制を整備すること。需要側設備等を通信・制御する機器を導入すること。ZEBランクに応じた再エネ設備を導入すること。ZEBリーディング・オーナーへの登録を行い、ZEBプランナーが関与する事業であること 等 【補助対象となる建築物】 ・地方公共団体等（都道府県、政令市、中核市及び施行時特例市を除く）が所有する業務用建築物等（面積要件なし） ・上記以外の者が所有する業務用建築物等（新築建築物の場合は延べ面積10,000㎡未満、既存建築物の場合は延べ面積2,000㎡未満に限る） ※ZEBとは：Net Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の略称で、「ゼブ」と呼びます。快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のことです。

スタジアム・アリーナ改革の実現に活用可能な施策一覧⑪

スタジアム・アリーナやプロスポーツチーム等の活用推進	
スタジアム・アリーナ等を活用して、訪日外国人旅行者等の各地域への周遊を促進したい	● 地方部での滞在促進のための地域周遊観光促進事業（観光庁） 【対象】・登録DMOが定めた事業計画に位置づけられた事業の実施主体（登録DMO、地方公共団体） 【用途】広域周遊観光促進のための、①調査・戦略策定 ②滞在コンテンツの充実 ③受入環境整備 ④旅行商品流通環境整備 ⑤情報発信・プロモーション 【内容】補助事業＜ソフト支援＞ 【規模】①：定額（上限1,000万円） ②～⑤：補助対象経費に1/2を乗じて得た額 （継続事業については2年目:2/5、3年目以降:1/3） ※予算額 5.6億円 【公募期間】令和5年11月下旬～令和5年12月下旬 【要件】地方ブロック毎に開催される連絡調整会議における調整を行っていること
スタジアム・アリーナ等を活用して、観光客等の各地域への周遊を促進したい	● 観光DXによる地域経済活性化に関する先進的な観光地の創出に向けた実証事業（観光庁） 【対象】企業等（企業、大学、地域公共団体、観光地域づくり法人（DMO）等）からなるコンソーシアム 【用途】DXの推進を通じて、観光地として、旅行者の利便性向上・周遊促進、観光産業の生産性向上、観光地経営の高度化等に一体的に取り組み、旅行者の体験価値を抜本的に向上させ、稼げる地域の実現につながる先進モデルの構築に向けた実証事業 【内容】調査事業＜ソフト支援＞ 【規模】平均6,000万円/件 ※予算額11.3億円の内数 【公募期間】令和6年2月9日～令和6年3月26日

スタジアム・アリーナ周辺地域の魅力向上	
スタジアム・アリーナ 周辺インフラの整備 を行いたい	●都市構造再編集集中支援事業（国土交通省） 【対象】市町村等 【用途】体育施設の周辺（都市機能誘導区域内及び居住誘導区域内等）の整備（地域交流センター、駅前広場、歩行者空間等の整備） ※体育施設本体の整備に要する費用については支援対象外 【内容】「立地適正化計画」に基づき、市町村等が行う一定期間内の都市機能や居住環境の向上に資する公共公益施設の誘導・整備、防災力強化の取組等に対し集中的な支援を行い、各都市が持続可能で強靱な都市構造へ再編を図ることを目的とする事業<ソフト・ハード支援> 【規模】都市機能誘導区域内等：交付対象事業費（※）に1/2を乗じて得た額 居住誘導区域内等：交付対象事業費（※）に45%を乗じて得た額 ※地域交流センター等の建築物である施設の整備については、1箇所における整備に要する費用は21億円を限度とする 【要件】立地適正化計画に基づき実施する事業であること 等

スタジアム・アリーナ等を核とした地方創生	
スタジアム・アリーナ等を核とした地方創生を行いたい	●デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）（内閣府地方創生推進事務局） 【対象】地方公共団体 【用途】デジタルの活用などによる観光や農林水産業の振興等の地方創生に資する取組 【内容】交付金＜ソフト支援（ただし事業内容により一定割合のハード支援も可）＞ 地方公共団体において、事業計画期間及び交付上限額に応じて、事業類型を選択可能。 ※先駆型・Society5.0型の審査にあたっては、事務局審査に加えて、外部有識者による審査を実施 (1)先駆型：先駆性の高い最長5年間の事業 (2)横展開型：先駆的・優良事例の横展開を図る最長3年間の事業 (3)Society5.0型：地方創生の観点から取り組む、未来技術を活用した新たな社会システムづくりの全国的なモデルとなる事業 【規模】交付対象事業費（※）に1/2を乗じて得た額 ※各年度の交付対象事業費上限額 先駆型：都道府県 6億円、中枢中核都市 5億円、市区町村 4億円 横展開型：都道府県 2億円、中枢中核都市 1.7億円、市区町村 1.4億円 Society5.0型：いずれも6億円 【公募期間】令和5年12月25日～令和6年1月24日（第1回） 令和6年4月26日～令和6年6月4日（第2回） 【要件】地方版総合戦略に基づく、地方公共団体の自主的・主体的で先導的な事業であること

スタジアム・アリーナ等を核とした地方創生	
スタジアム・アリーナ等を核とした地方創生を行いたい	● 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）（内閣府地方創生推進事務局） 【対象】民間事業者 【用途】国が認定した地域再生計画に基づく地方公共団体の地方創生プロジェクトに対し、企業が寄附を行った場合に、法人関係税を税額控除する仕組み 【内容】税制 【規模】寄附額の最大約 9 割の法人関係税の軽減 【要件】地域再生法に基づく地域再生計画の認定を受けること など

参考資料

文教施設における多様なPPP/PFIの先導的開発事業

令和6年度予算額 30,732千円
(前年度予算額 26,624千円)



背景・課題

- 多くの文教施設が老朽化等の課題を抱える中、施設の整備・運営に民間の資金や創意工夫を活用することにより、効率的かつ効果的で良好な公共サービスを実現するため、多様なPPP/PFIを推進していくことが必要。「経済財政運営と改革の基本方針」、「PPP/PFI推進アクションプラン」等においては、**スポーツ施設、文化・社会教育施設、大学施設を含む重点分野に対して、公共施設等運営事業（コンセッション事業）等の事業化を支援**し、事業件数の上積みも視野に取組の強化を図ることとされている。
- 施設の改修や運営手法の見直しを検討する文教施設は多くあるものの、コンセッション事業を含めて検討することができている地方公共団体はごく僅か。必ずしも高い収益性が見込めない文教施設についても、**官民連携に係る専門的な知見に基づく伴走支援等を通じ、導入検討、案件形成の加速化を図る**。

PPP/PFI推進アクションプラン（令和5年改定版）〔抜粋〕

（令和5年6月2日民間資金等活用事業推進会議決定）

原則として5年間で少なくとも具体化すべき事業件数（**5年件数目標**）を目標として設定し、案件候補リストや推進施策、工程を具体化した重点分野実行計画に基づき、事業件数の上積みも視野に取組の強化を図る。
（中略）さらに、令和13年度までの10年間で具体化を狙う野心的な事業件数のターゲット（**事業件数10年ターゲット**）を設定し、案件形成の加速化を図る。

- ・5年件数目標：スポーツ施設10件、文化・社会教育施設10件、大学施設5件
- ・事業件数10年ターゲット：スポーツ施設30件、文化・社会教育施設30件、大学施設30件

事業内容

- コンセッション事業を含めた官民連携手法による文教施設の整備・運営に関心を有する地方公共団体等に対し、導入検討に必要な専門知識の提供や助言を行うための**勉強会**を開催する。
- 特に、文教施設を中心とする複合施設やコンセッション導入事例の少ない施設種に係る検討など、先導性を有する案件を対象に、**専門家を現地に派遣し、現況調査・分析、関連企業との情報交換、関係部署との合意形成**等の検討過程についての**伴走支援**を行う。
- これらの成果を全国に普及・啓発し、文教施設に係る案件形成を推進する。

委託先 PPP/PFI（コンセッション含む）分野の専門的な知見のあるコンサルタント事業者

支援対象 6件程度（所管文教施設の運営手法を検討中の地方公共団体等）

※文教施設を中心とする複合施設やコンセッション導入事例の少ない施設種に係る検討など、先導性を有する案件を重視

支援内容（例）

- ・コンセッション方式も含めた官民連携の導入に関する検討へのアドバイス
- ・関連企業との情報交換
- ・コンセッション事業等の導入に関する勉強会等の開催 等

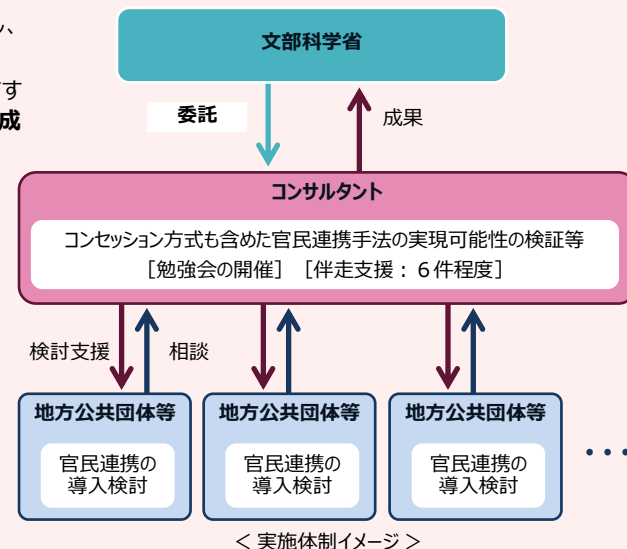
検証段階の案件を振り起し、
案件の具体化の裾野を拡大

調査検証段階

導入検討
段階

手続

多様な
PPP/PFI
の実施



アウトプット（活動目標）

▶伴走支援（専門家派遣）の数

令和5年度	令和6年度
3箇所	6箇所

▶勉強会等の開催数

令和5年度	令和6年度
5件	5件

短期アウトカム（成果目標）

令和6年度：コンセッションの具体化

計8件

長期アウトカム（成果目標）

令和8年度：コンセッションの具体化

計25件

※ スポーツ施設、文化・社会教育施設、大学施設においてコンセッション事業の活用に向けた具体化事業件数（令和4年度からの累積）

先導的官民連携支援事業

- 地方公共団体等が先導的な官民連携事業の導入検討を行う際に必要となる調査委託費を国が助成することにより、官民連携事業の案件形成を促進。

タイプ

(イ)事業手法検討支援型：施設の種類の、事業規模、事業類型、事業方式等の面で先導的な官民連携事業の導入や実施に向けた検討のための調査

うち中小規模団体・スモールコンセプション推進枠：

(イ)のうち、人口20万人未満の地方公共団体が行う公共施設等の集約・再編等に係る官民連携事業の導入検討のための調査、またはスモールコンセプションにかかる事業の実施に向けた調査

(ロ)情報整備支援型：先導的な官民連携事業の導入判断等に必要な情報の整備等のための調査

補助対象経費

コンサルタント等の専門家に調査や検討を依頼する経費(委託費)

補助率・補助限度額

予算の範囲内で、上限2,000万円の定額補助

(注)都道府県及び政令指定都市にあっては、コンセプション事業に関するものを除き、補助率1/2、上限1,000万円とする。

補助要件

調査対象が国土交通省の所管する事業であること、調査報告書を公開すること等

H23～R6の支援実績

年度	申請数(件)	採択数(件)
H23	34	11
H24	50	21
H25	53	31
H26	61	28
H27	38	20
H28	61	24
H29	52	25
H30	72	27
R1	45	29
R2	39	24
R3	45	24
R4	38	26
R5	46	27
R6	42	29
計	676	346

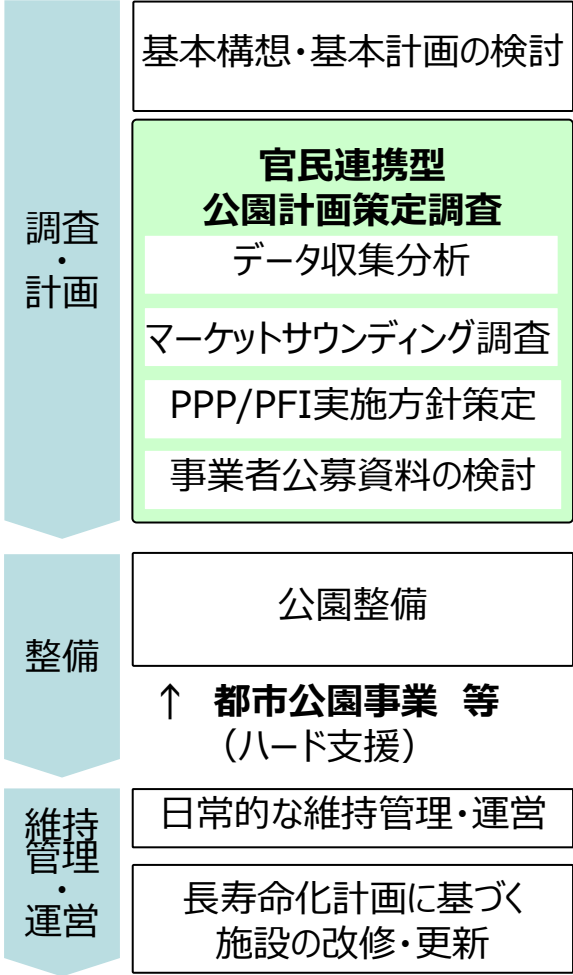
官民連携型公園計画策定調査

○ 公園全体での民間活用の拡大に向け、地方公共団体の取組を調査から整備まで一貫して支援できる仕組みを整えるため、官民連携による公園の整備・管理運営のための調査を支援。

官民連携型公園計画策定調査

- 【予 算】** 社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金
- 【目 的】** 官民連携による公園の整備・管理運営の調査を支援し、都市公園における公共施設等運営事業など公園での多様なPPP/PFI活用モデルの案件形成を図る。
- 【要 件】** 官民連携による公園の整備・管理運営を推進するための調査を行うものであること。
- 【対 象】** 上記要件に該当する調査に要する費用
- ・官民連携の事前調査としてのデータ収集分析
 - ・マーケットサウンディング調査
 - ・PPP/PFI事業の実施方針策定
 - ・事業者公募資料の検討 等
- 【国費率】** 1 / 2

■ 公園整備の流れと支援制度の関係



スポーツ振興事業助成

日本スポーツ振興センター

(独) 日本スポーツ振興センターでは、国のスポーツ振興施策の一環として、我が国のスポーツの競技水準の向上、地域におけるスポーツ環境の整備など、スポーツの普及・振興を図るため、スポーツ振興事業に対する助成を行っています。

スポーツ振興くじ助成金

スポーツくじは、スポーツ環境の整備・充実など、スポーツ振興施策を実施するための財源確保を目的として導入されました。平成14年度から、スポーツくじの販売により得られる収益により、誰もが身近にスポーツに親しめる環境づくりから、世界の第一線で活躍する選手の育成まで、地方公共団体及びスポーツ団体が行うスポーツの振興を目的とする事業に対して助成を行っています。

【助成区分】

- ・大規模スポーツ施設整備助成
- ・地域スポーツ施設整備助成
- ・地方公共団体スポーツ活動助成
- ・スポーツ団体スポーツ活動助成

(ほか)

【令和6年度配分実績】

1,827件 約188.7億円

スポーツ振興基金助成金

スポーツ振興基金は、スポーツの国際的な競技水準の向上とスポーツの裾野拡大のため、平成2年に政府出資金を受けて設立されました。現在は、民間からの寄附金に基づく基金の運用益や国からの運営費交付金等により、スポーツ団体、選手・指導者等が行う各種スポーツ活動等に対して助成を行っています。

【助成区分】

- ・スポーツ団体大会開催助成
- ・アスリート助成

(ほか)

【令和6年度配分実績】

188件 約18.3億円

競技強化支援事業助成金

平成15年度から、国の交付金を受け、これを財源として競技強化支援事業を開始しました。第3期スポーツ基本計画においても、政策目標の一つとして「夏季及び冬季それぞれのオリ・パラ競技大会並びに各競技の世界選手権等を含む主要国際大会において、過去最高水準の金メダル獲得数、メダル獲得総数、入賞数及びメダル獲得競技数等の実現を図る」とこととされており、チーム単位で競う国内におけるスポーツ最高峰のリーグの活性化等を目的として、助成を行っています。

【助成区分】

- ・スポーツ団体トップリーグ運営助成

【令和6年度配分実績】

13件 約2.8億円

競技力向上事業助成金

オリンピック・パラリンピック競技大会等における日本代表選手のメダル獲得に向けて、我が国のスポーツに関する国際競技力の向上を図るため、平成27年度から、国の交付金を受け、これを財源として、競技団体等が行う日常的・継続的な強化活動に対して、助成を行っています。

【助成区分】

- ・オリンピック選手等強化事業助成
- ・パラリンピック選手等強化事業助成

【令和6年度予算額】

約85.2億円

背景・課題

- スタジアムやアリーナは、競技施設であるだけでなく、スポーツイベント主催者がチケットやグッズ販売など様々な事業で収益を生み出す場。さらにはスポーツイベント開催日を中心とした賑わい拠点となることで、地域の経済活性化においても重要な役割を持つ。
- 現在、複数の地域でスタジアムやアリーナの新設や改築が計画されており、2025年までに20拠点のモデル拠点を選定すべく、引き続き、構想・計画段階の支援や事例の横展開等を行う。

事業内容

① スタジアム・アリーナ改革選定事業

- 多様な世代が集う交流拠点としてのスタジアム・アリーナ選定に係る業務
- 選定施設の評価ポイント等をまとめた事例集の作成
- 新たにスタジアム・アリーナの建設を検討している団体や自治体等からの相談受付、専門家の紹介、HPを活用した受付対応強化等

- 【委託先】：スポーツ関連産業のコンサル等実績のある民間事業者（委託）

② 先進事例形成支援

- スタジアム・アリーナの建設を具体化するための構想・計画段階における官民連携推進協議会の開催、専門家によるコンセッション方式を含む運営手法等の検討支援
- コンセッション方式の活用など運営手法の選択、経済効果の試算などのための専門家による検討支援

- 【委託先】：地方自治体及び法人格を有する団体（委託）

③ 調査事業

- 国内外のスタジアム・アリーナの資金調達手法、地域にもたらす経済効果・機能について調査を行うとともに、「スタジアム・アリーナ改革ガイドブック」の改定方針と民間投資を促進する手法について検討を行う。
- 管理・運用段階にある国内外のスタジアム・アリーナにおいて、それらが地域にもたらす経済的価値・社会的価値の定量化、可視化のための評価手法についての現況を調査し、報告書にまとめる。

- 【委託先】：スポーツ関連産業のコンサル等実績のある民間事業者等を想定

令和6年度 PPP／PFI推進に資する支援措置

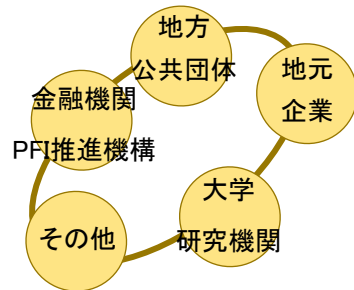
支援①～③の募集期間は令和6年1月11日～3月1日正午。支援期間は令和6年度内を予定。

① 地域プラットフォーム形成支援

地域におけるPPP/PFI案件の形成能力の向上を図るため、行政、金融機関、企業等の関係者が集い、ノウハウの習得や情報の交換等を容易にする場

(地域プラットフォーム) の立ち上げや運営を支援

地域プラットフォームに寄せられる案件候補情報のうち、横展開の可能性が高いものについては、サウンディング調査をはじめ案件形成に資する支援を併せて実施



地域プラットフォーム形成支援のほか、「PPP/PFI地域プラットフォームの協定制度」の活用により、地方公共団体のPPP/PFI案件形成に対する支援が可能

② 優先的検討規程運用支援

PPP/PFI手法の適用を、従来型手法に優先して検討する「優先的検討規程」の策定や、規程を運用して具体の事業をPPP/PFI手法にて進捗させる過程を支援

※支援対象の選定では、(1)～(3)の要件に当てはまる地方公共団体を優位に評価します。

(1) 人口20万人未満の地方公共団体

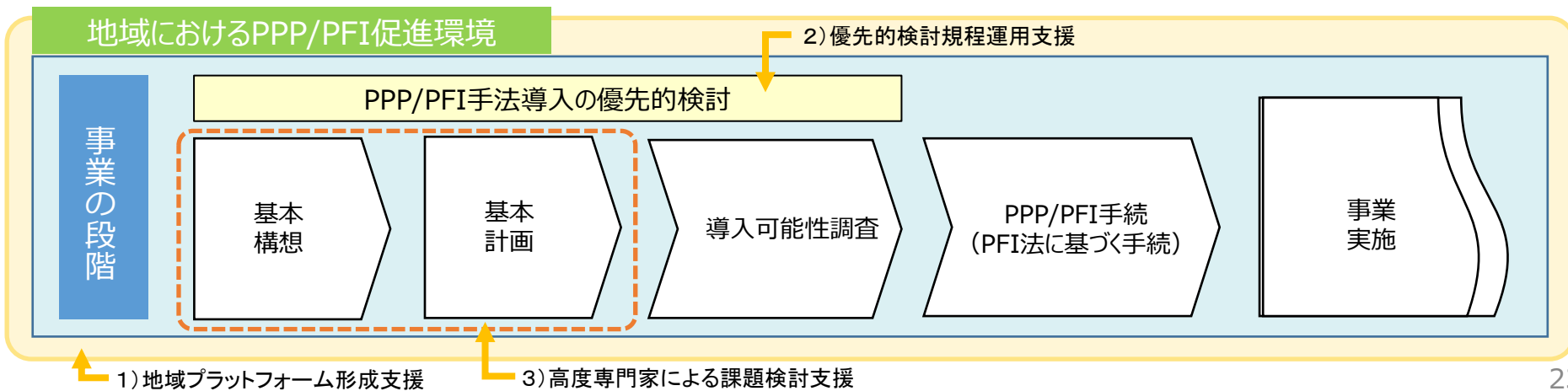
(2) 優先的検討規程が未策定の地方公共団体

(3) 今後速やかに庁内でPPP/PFI手法の導入を検討する具体の事業がある地方公共団体

③ 高度専門家による課題検討支援

公共施設等運営事業（コンセッション事業）、収益型事業、公的不動産利活用事業、PFI法第6条に基づく民間提案の制度を活用する事業、指標連動方式（アベイラビリティペイメント方式）による事業、ウォーターPPPによる事業等の実施を検討している地方公共団体等に対し、法律、会計、税務、金融等の高度な専門的知識を有する専門家による助言や情報提供等の支援を実施

※本支援措置における具体的なPPP/PFI案件形成については、いずれの支援措置においても、『導入可能性調査開始前』段階のものが対象となります。



体育・スポーツ施設整備 (学校施設環境改善交付金等)

令和6年度予算額 : 3,228,456千円
(前年度予算額 : 3,600,000千円)
令和5年度補正予算額 : 1,590,516千円
(令和4年度第2次補正予算額 : 815,546千円)



事業開始年度 平成23年度～

- ▶ 自治体が整備する体育・スポーツ施設に対して学校施設環境改善交付金を交付することにより、以下を推進する。
- 地域のスポーツ環境の充実
 - 2050年カーボンニュートラル達成に向けて、脱炭素社会の実現に寄与する環境整備
 - 災害時には避難所として活用されるための環境整備（耐震化及び空調設備の整備等）

スポーツをする場の確保



- 学校のプール、武道場の新改築等
- 地域の拠点となる運動場、体育館、プール、武道場等の新改築等

※改築：既存の施設を全部取り壊し、更地にしてから同様の施設を造る工事

国土強靱化の推進



避難場所の活用

- 地域のスポーツ施設の耐震化（構造体・非構造体）
- スポーツ施設の空調整備

脱炭素社会の推進



- 地域のスポーツ施設に再生可能エネルギーを整備
- CO₂排出減に寄与する整備を支援

補助対象

地方公共団体

算定割合

1 / 3 補助 ※災害対応の浄水プール等は1/2

R6制度改正

- 社会体育施設の空調設備（新設）について、補助率を1/2に引上げ（令和7年度までの時限的措置）

事業開始年度 令和5年度～

- ▶ 地域スポーツクラブ活動に必要な用具の保管のための用具庫等、運動部活動の地域スポーツクラブ活動への移行に資する施設について、整備・改修（32億円の内5,000万円）を支援する。

補助対象

地方公共団体

補助対象となる学校種

公立中学校

算定割合

1 / 3 補助

効果

- ✓ 災害に強く、災害時にも快適に過ごせるスポーツ施設を整備することで、災害に強いまちづくりに繋がる。
- ✓ 環境にやさしい地域のスポーツ施設を増やし、脱炭素社会の実現に貢献する。
- ✓ 地域スポーツクラブ活動に必要な整備・改修を支援することで、地域のスポーツ環境整備を促進する。

都市公園事業(社会資本整備総合交付金等の基幹事業)の概要

○地方公共団体が行う都市公園の整備については、社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金等の基幹事業の一つである都市公園事業により支援。

都市公園事業の要件(概要)

○面積要件

- ・2ha以上の公園であること。
- ・ただし、三大都市圏の既成市街地等に位置する都市等における防災公園は1ha以上

○総事業費要件

- ・全体事業費が1箇所当たり2.5億円以上の事業(ただし、都道府県事業は5億円以上)であること。

○都市公園等整備水準要件

- ・市区町村事業の都市公園の整備においては、以下に掲げる i) 又は ii) の要件を満たすこと。
 - i) 一の市町村の区域内における以下のイ) からハ) までの公園・緑地の都市計画区域内住民一人当たりの敷地面積の合計が10㎡未満
 - イ) 都市公園
 - ロ) 特別緑地保全地区(近郊緑地特別保全地区を含む。)又は歴史的風土特別保存地区における買い入れた土地であって市民に公開している緑地
 - ハ) 都市緑地法に基づく市民緑地契約又は管理協定に基づき国の補助を受け施設整備を行い市民に公開している緑地
 - ii) 同市町村の DID 地域内における上記 i) のイ) からハ) までの公園・緑地の住民一人当たりの敷地面積の合計が5㎡未満
- ・ただし、国家的事業関連公園(国民体育大会や全国都市緑化フェア、オリンピックの会場等)や防災公園等は除く。

○交付対象

- ・地方公共団体が実施する以下の事業
 - (1) 都市公園の用地の取得
 - (2) 公園施設の整備

○国費率

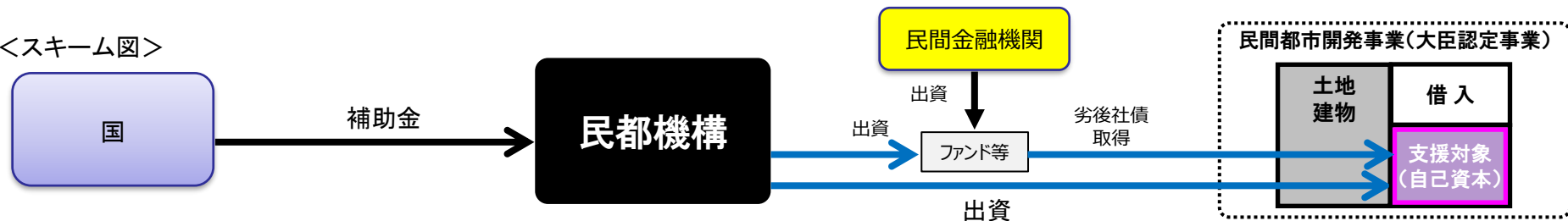
交付対象国費率 都道府県・市町村の負担
 用地 1/3(1/2※1) 2/3(1/2※1)
 施設 1/2※2 1/2※2

※1()は、沖縄[沖縄振興特別措置法に基づくもの]
 ※2 事業主体が歴史的風致維持向上支援法人の場合、地方公共団体が歴史的風致維持向上支援法人の補助に要する費用の1/2以内で、かつ当該緑地の整備に要する全体事業費の1/3以内

まち再生出資の概要

- 市町村が定める都市再生整備計画の区域等において行われる優良な民間都市開発事業に対し、民都機構が出資を行うことにより、事業の立上げを支援。
- 事業の自己資金が充実し、事業全体のリスクが縮減されることにより、民間金融機関からの融資等の呼び水となる。

<スキーム図>



制度利用のための主な要件

<対象事業者>

- ・民間事業者（SPC等※）

※「既存事業と対象事業にかかるものを分別して管理する事業者」も含む

<対象事業>

次の要件を満たし国土交通大臣の認定を受けた事業

- ・広場、緑地等の公共施設整備を伴うこと
- ・事業区域面積が0.2ヘクタール以上であること（医療・福祉、教育文化、商業施設、インキュベーション施設を含む事業及び低未利用地等を活用した一定の事業は500㎡以上）

※ 三大都市圏の既成市街地等内は原則0.5ヘクタール以上

※ 都市機能誘導区域内は0.1ヘクタール以上（誘導施設※1を含む事業は500㎡以上）

<支援限度額>

- ・次の①～③のうち、最も少ない額

① 総事業費の50%

② 資本の50%

③ 公共施設等※2の整備費（都市機能誘導区域内は、公共施設等＋誘導施設※1）

<その他支援条件>

- ・竣工後10年以内に配当を行うことが確実であると見込まれること。

※1: 支援対象事業が施行される都市機能誘導区域内へ立地を誘導すべきとして立地適正化計画に定められている施設。

※2: 公共施設のほか、都市利便施設（駐車場、防災備蓄倉庫等）、建築利便施設（エレベーター、共用通路等）及びインキュベーション施設を含む。

<対象区域>

- ・都市再生整備計画の区域
- ・都市機能誘導区域、等

具体例

オガールプラザ整備事業（岩手県紫波町）

○支援内容

- (1) 支援先 オガールプラザ株式会社
- (2) 出資額 0.6億円

○事業内容

- (1) 規模 地上2階建
- (2) 用途 図書館、物販・飲食施設、子育て支援センター、事務所
- (3) 工期 2011年9月～2012年6月



実績等

2005年度～2023年度

支援件数 56件 支援総額 約438億円

デジタル田園都市国家構想交付金・地方創生拠点整備タイプの概要

➤ 観光や農林水産業の振興等の地方創生に資する拠点施設の整備などを支援。

地方創生拠点整備タイプの概要

事業類型	対象	上限額（※） 補助率
当初予算分	原則 3 か年度以内 の事業 (最長 5 か年度)	国費： 都道府県15億円 中枢中核都市10億円 市区町村5億円 補助率：1/2
補正予算分	単年度の事業	国費： 都道府県15億円 中枢中核都市10億円 市区町村5億円 補助率：1/2

(※) 1 団体当たりの交付上限額（目安）。高い先駆性や地方創生の波及効果が見込まれる場合には、交付上限額（目安）を超えて必要な経費を交付できるものとする。

(注 1) 申請上限件数は以下のとおり。

当初予算分：2023～27年度（デジ田総合戦略の期間）を通じて1事業
補正予算分：上限なし

(注 2) 以下の事業については有識者審査を実施。

当初予算分：全て
補正予算分：交付額（国費）2 億円以上において有識者審査を実施

<拠点整備タイプにおける拡充> R4補正から導入

～民間事業者の施設整備に対する間接補助～

民間事業者等が一定の要件を満たす公共性・公益性を有する拠点施設等を整備する取組に対し、地方公共団体が整備費の全部又は一部を補助した場合に、国が当該補助経費の $1/2$ ※を交付することを可能とする。

【支援スキーム】

● 民間事業者

施設等整備費用

● 地方公共団体

全部又は一部を補助

● 国

$1/2$ を補助

<支援対象となる施設整備の採択例>

- ・ 移住や生活体験住宅として活用する集合住宅の整備
- ・ 廃校舎を改修しサテライトオフィス、スマート農業体験施設等を整備
- ・ 駅ビル施設の一部を模様替えし官民連携のコワーキングスペースを整備
- ・ 物販、カフェ、セミナースペース等の観光施設の整備 等

※国負担は事業費の $1/3$ （かつ地方公共団体負担額の範囲内）を上限

中堅・中小企業の賃上げに向けた省力化等の大規模成長投資補助金

- 令和5年11月2日に閣議決定された経済対策において、「地方においても賃上げが可能となるよう、中堅・中小企業が工場等の拠点を新設する場合や大規模な設備投資を行う場合について、支援措置を新たに実施する。」こととされたことを受け、中堅・中小企業の大規模成長投資を促進する補助制度を創設。

大規模成長投資補助金

イメージ図

< 製造業 >



生産工程の抜本的改革

< 卸売業 >



最新設備を導入した
物流センター

予算額

国庫債務負担行為含む総額 **3,000億円**
(令和5年度補正予算額1,000億円)

事業スキーム

中堅企業等が行う工場等の拠点新設や大規模な設備投資を支援
補助上限 **50億円** (補助率**1/3**)

※投資下限額10億円。複数企業が共同で総額10億円以上の事業を実施する場合も対象（ただし、一定規模以上の投資を行う中堅・中小企業がいる場合に限る。）

※対象経費は、建物（拠点新設・増築）、機械装置、器具備品、ソフトウェア等

1次公募

令和6年3月6日（水）～4月30日（火）

※二次公募は6月下旬頃を予定

成果目標

大規模投資を通じた労働生産性の抜本的な向上と事業規模の拡大により、対象事業に関わる従業員の1人当たり給与支給総額が、地域別の最低賃金の伸び率を超える伸び率を実現する。

事業の詳細はこちら（事務局HP）
[中堅・中小成長投資補助金](#)



地域未来投資促進税制

- 地域経済牽引事業計画に従って建物・機械等の設備投資を行う場合に、法人税等の特別償却（最大50%）又は税額控除（最大5%）を受けることができます。
- 措置を受けるためには、都道府県による地域経済牽引事業計画の承認の上、国（主務大臣）による課税特例の確認に加えて、租税特別措置法等の規定に適合する必要があります。建物・機械等を貸付けの用に供する場合や中古の建物・機械等の取得は、対象とはなりません。※別途、産業競争力強化法の改正を踏まえ、新たに中堅企業向けの枠を創設します。詳細は経済産業省の地域未来投資促進税制HP（https://www.meti.go.jp/policy/sme_chiiki/miraitoushi/zeiseishien.html）を御確認ください。

STEP 1：都道府県知事による地域経済牽引事業計画の承認

都道府県・市町村が作成する基本計画への適合

- ① 地域の特性の活用
- ② 高い付加価値の創出
- ③ 地域の事業者に対する経済的効果

STEP 2：国（主務大臣）による課税特例の確認

【適用期限：令和6年度末まで】

※詳細は事業実施場所を担当する経済産業局にお問い合わせください。

- ① 先進性を有すること（特定非常災害で被災した区域を除く）

以下の通常類型又はサプライチェーン類型に該当すること

【通常類型】

・労働生産性の伸び率が4%以上又は投資収益率が5%以上

【サプライチェーン類型】

・海外への生産拠点の集中の程度が50%以上の製品製造
・事業を実施する都道府県内の取引額の増加率が5%以上 等

- ② 設備投資額が2,000万円以上
- ③ 設備投資額が前年度減価償却費の20%以上（※）
- ④ 対象事業の売上高伸び率がゼロを上回り、かつ、過去5年度の対象事業に係る市場規模の伸び率より5%以上高いこと
- ⑤ 旧計画が終了しており、その労働生産性の伸び率4%以上かつ投資収益率5%以上

（※）対象事業者が連結会社の場合には同一の連結の範囲に含まれる他の全ての会社の減価償却費を合算すること。

課税の特例の内容・対象

対象設備	特別償却	税額控除
機械装置・器具備品	40%	4%
上乗せ要件を満たす場合	50%	5%
建物・附属設備・構築物	20%	2%

税制適用の主な注意点

- 1. 対象資産の取得価額の合計額のうち、本税制措置の対象となる金額は80億円が限度となります。
 - 2. 税額控除は、その事業年度の法人税額等の20%相当額が限度となります。
 - 3. 対象資産を貸付けの用に供する場合や中古の対象資産の取得は、本税制措置の対象となりません。
 - 4. 地域経済牽引事業計画の承認後であっても、主務大臣の確認前に対象設備を取得等した場合には、本税制措置の対象となりません。
- ※ 詳細は国税庁HP(<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/hojin/5436.htm>)をご確認ください。

〈上乗せ要件〉（平成31年度以降の承認事業のみ）

要件⑥（（ア）または（イ））と要件⑦を満たすこと

- ⑥ （ア）直近事業年度の付加価値額増加率が8%以上
（イ）対象事業において創出される付加価値額が3億円以上、かつ、事業を実施する企業の前事業年度と前々事業年度の平均付加価値額が50億円以上（令和5年度以降の承認事業のみ）
- ⑦ 労働生産性の伸び率4%以上かつ投資収益率5%以上

※ サプライチェーン類型・災害特例の事業は上乗せ要件の対象外

日本政策金融公庫からの固定金利での融資

➤ 地域経済牽引事業の実施に必要な資金について、
日本政策金融公庫から固定金利での貸付けを受けることができます。

1. 制度の利用手順



2. 貸付対象等（中小企業事業）

貸付対象	特定事業者	
資金使途	設備資金・長期運転資金 (災害等の発生時に地域経済牽引事業を継続するために必要な資金を含む。)	
貸付期間	設備資金	20年以内（うち据置期間2年以内）
	長期運転資金	7年以内（うち据置期間2年以内）
貸付限度	7.2億円	
貸付利率	設備資金	基準利率から2.7億円を限度として最大0.9%引下げ（※）
	長期運転資金	基準利率

（※）以下のいずれかの条件を満たす場合には、0.9%の引下げとなります。
①新規開業して7年以内であるもの ②困難な経営状況にあるもの ③公庫と民間金融機関が連携支援を図るもの
なお、複数事業者が共同で承認事業を行う場合は、単独で法律上の承認基準を満たし、かつ、上記のいずれかの条件を満たす必要があります。

信用保証協会による債務保証

- 地域経済牽引事業の実施に必要な資金について、金融機関等からの借入れの際に、通常の保証限度額とは別枠で、信用保証協会による保証を受けることができます。
- また、M&Aによる事業承継に伴う資産・株式等の必要資金を金融機関等から借り入れる場合、経営者保証を求めことなく、信用保証協会による保証を受けることができます。

＜一般枠＞

最大
2.8億円

+

＜特別枠＞

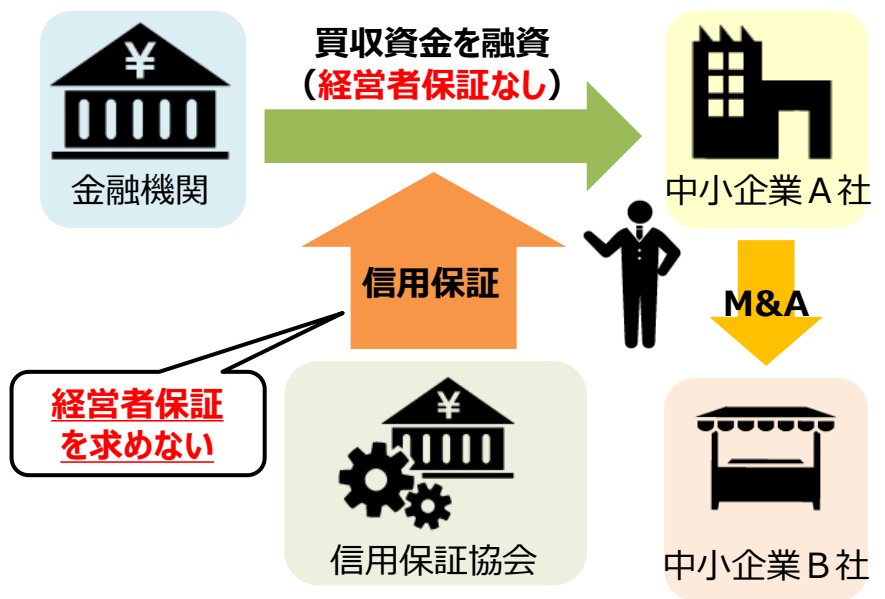
最大
2.8億円

普通保険：2億円
無担保保険：8,000万円 等

普通保険：2億円
無担保保険：8,000万円 等

(※) 保証対象には、災害等の発生時に地域経済牽引事業を継続するために必要な資金を含みます。

＜経営者保証を求めない信用保証＞



(※) 経営者保証を求めない信用保証を受けるためには、純資産合計額やEBITDA有利子負債倍率について、一定の条件を満たす必要があります。

省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金等の類型

事業区分	事業概要	省エネ効果の要件	補助対象経費	補助率	補助金限度額
(Ⅰ) 工場・事業場型 ※従来のA類型（先進事業）とB類型（オーダーメイド型事業） <u>生産ラインの入れ替えや集約など、工場・事業場全体で大幅な省エネ化を図るものを補助</u>	工場・事業場全体で、機械設計が伴う設備又は事業者の使用目的や用途に合わせて設計・製造する設備、先進型設備等の導入を支援。	①省エネ率＋非化石割合増加率：10%以上 ②省エネ量＋非化石使用量：700kl以上 ③エネルギー消費原単位改善率：7%以上 先進要件 ①省エネ率＋非化石割合増加率：30%以上 ②省エネ量＋非化石使用量：1,000kl以上 ③エネルギー消費原単位改善率：15%以上	設備費 ・ 設計費 ・ 工事費	中小企業等 1 / 2 以内 （先進型設備等を導入し、先進要件のいずれかを満たす場合、 2 / 3 以内） 大企業・その他 1 / 3 以内 （先進型設備等を導入し、先進要件のいずれかを満たす場合、 1 / 2 以内）	【上限】15億円/年度 （非化石転換は20億円/年度） 【下限】100万円/年度 ※複数年度事業の上限額は20億円（非化石転換は30億円） ※連携事業や、先進要件を満たす複数年度事業の上限額は30億円（非化石転換は40億円）
(Ⅱ) 電化・脱炭素燃転型 ※R5補正で新設 <u>主に中小企業の活用を念頭に、脱炭素につながる電化や燃料転換を伴う設備更新を補助</u>	化石燃料から電気への転換や、より低炭素な燃料への転換等、電化や脱炭素目的の燃料転換を伴う設備等の導入を支援。 対象設備は（Ⅲ）設備単位型で指定される下記設備のみ。 ①産業用ヒートポンプ ②業務用ヒートポンプ ③低炭素工業炉 ④高効率コージェネレーション ⑤高性能ボイラ	電化・脱炭素目的の燃料転換を伴うこと。 （ヒートポンプで対応できる低温域は電化のみ）	設備費 （電化の場合は付帯設備も対象）	1 / 2 以内	【上限】3億円 （電化の場合5億円） 【下限】30万円
(Ⅲ) 設備単位型 ※従来のC類型（指定設備導入事業） <u>より中小企業が使いやすいよう、リストから選択する機器への更新を補助</u>	予め定めたエネルギー消費効率等の基準を満たし、補助対象設備として登録及び公表した指定設備を導入。	予め定めたエネルギー消費効率等の基準を満たす設備を導入すること。	設備費	1 / 3 以内	【上限】1億円 【下限】30万円

上記に加え、「（Ⅳ）エネルギー需要最適化型」があり、各型との組合せ、又は、単体での使用が可能

➡ **いずれの類型も、複数年の投資計画に対応**

建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業のうち、 (1) ZEB普及促進に向けた省エネルギー建築物支援事業（経済産業省連携事業）



【令和6年度予算額 4,719百万円の内数】 環境省



業務用施設のZEB化普及促進に資する高効率設備導入等の取組を支援します。

1. 事業目的

- 一度建築されるとストックとして長期にわたりCO2排出に影響する建築物分野において、建築物のZEB化の普及拡大を強力に支援することで2050年のカーボンニュートラル実現に貢献する。
- 建築物分野の脱炭素化を図るためには既存建築物ストックの対策が不可欠であり、2050年ストック平均でZEB基準の水準の省エネルギー性能※1の確保を目指す。

2. 事業内容

①新築建築物のZEB普及促進支援事業（経済産業省連携事業）

②既存建築物のZEB普及促進支援事業（経済産業省連携事業）

ZEBの更なる普及拡大のため、新築／既存の建築物ZEB化に資するシステム・設備機器等の導入を支援する。

◆補助要件：ZEBの基準を満たすと共に、計量区分ごとにエネルギーの計量・計測を行い、データを収集・分析・評価できるエネルギー管理体制を整備すること。需要側設備等を通じて、制御する機器を導入すること。新築建築物については再エネ設備を導入すること。ZEBリーディング・オーナーへの登録を行い、ZEBプランナーが関与する事業であること等。

◆優先採択：以下に該当する事業については優先採択枠を設ける。

- ・補助対象事業者が締結した建築物木材利用促進協定に基づき木材を用いる事業
- ・CLT等の新たな木質部材を用いる事業 等

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（2/3～1/4（上限3～5億円））
- 補助対象 地方公共団体※2、民間事業者・団体等※3
- 実施期間 令和6年度～令和10年度

4. 補助対象等

延べ面積	補助率等	
	新築建築物	既存建築物
2,000㎡未満	『ZEB』 1/2 Nearly ZEB 1/3 ZEB Ready 対象外	『ZEB』 2/3 Nearly ZEB 2/3 ZEB Ready 対象外
2,000㎡～10,000㎡	『ZEB』 1/2 Nearly ZEB 1/3 ZEB Ready 1/4	『ZEB』 2/3 Nearly ZEB 2/3 ZEB Ready 2/3
10,000㎡以上	『ZEB』 1/2 Nearly ZEB 1/3 ZEB Ready 1/4 ZEB Oriented 1/4	『ZEB』 2/3 Nearly ZEB 2/3 ZEB Ready 2/3 ZEB Oriented 2/3

※1 一次エネルギー消費量が省エネルギー基準から、用途に応じて30%又は40%程度削減されている状態。

※2 都道府県、指定都市、中核市及び施行時特例市を除く。

※3 延べ面積において新築の場合10,000㎡以上、既存の場合2,000㎡以上の建築物については民間事業者・団体等は対象外。

事業目的・背景・課題

○観光立国推進基本計画では、訪日外国人旅行者一人当たりの地方部における宿泊数を、令和7年までに2泊とすることを目標としている。（令和元年1.4泊）
 ○その達成に向けて、地方部での滞在時間や宿泊数の増加に資する取組をより一層推進していく必要があることから、大阪・関西万博の開催も見据え、持続可能なあり方で旅行者の地域周遊・長期滞在を促進するため、観光地域づくり法人（DMO）が中心となり、地域が一体となって行う取組に対して、総合的な支援を行う。

事業内容

○旅行者の地域周遊・長期滞在の促進を目的とした次の取組を支援。

- ①調査・戦略策定
- ②滞在コンテンツの充実
- ③受入環境整備
- ④旅行商品流通環境整備
- ⑤情報発信・プロモーション

事業イメージ



事業計画に基づく具体的取組

①調査・戦略策定	②滞在コンテンツの充実	③受入環境整備	④旅行商品流通環境整備	⑤情報発信・プロモーション
データに基づき、旅行者に対し訴求力のある取組を実施するための調査・戦略策定を支援。 	地域独自の観光資源を活用した滞在コンテンツの造成を支援。 	二次交通情報の検索システムや観光地の案内アプリの整備等を支援。 	旅行商品の国内外OTA※への掲載、旅行会社との商談会などを支援。 	WEB・SNSを活用したエリア内のコンテンツの魅力等に関する効果的な情報発信を支援。
マーケティング調査	滞在コンテンツの造成	観光地の案内アプリの整備	商談会への参加	SNSを活用した魅力発信

事業スキーム

※OTA：Online Travel Agentの略で、インターネット上で取引を行う旅行会社のこと。

- ・事業形態：直接補助事業（補助率 ①：定額（上限1,000万円） ②～⑤：事業費の1/2等）
- ・補助対象：登録DMOが定めた事業計画に位置づけられた事業の実施主体（登録DMO、地方公共団体）
- ・事業期間：平成30年度～

- DXの推進を通じて、観光地として、①旅行者の利便性向上・周遊促進、②観光産業の生産性向上、③観光地経営の高度化、④観光デジタル人材の育成・活用に一体的に取り組み、旅行者の体験価値を抜本的に向上させ、稼げる地域の実現につながる先進モデルを構築するべく、以下に関する実証事業に取り組む。

事業イメージ

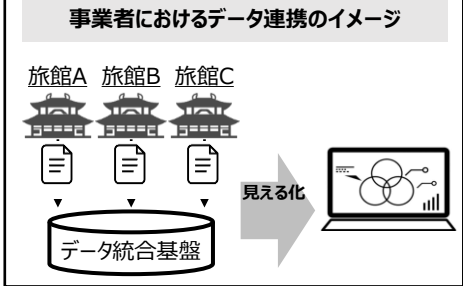
旅行者の利便性向上・周遊促進

○宿泊、飲食、体験等の旅行者が必要とする情報の発信やシームレスに予約・決済が可能な地域サイトの構築、生成・対話型AI等を用いたその時・その場所・その人に応じた情報のレコメンドを推進する。



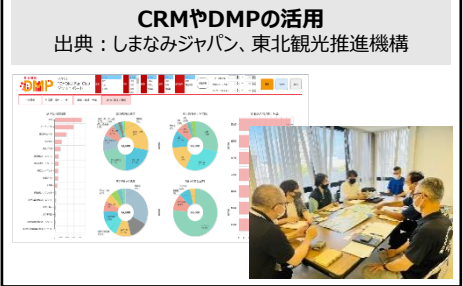
観光産業の生産性向上

○宿泊や体験の予約・在庫管理等で蓄積されたデータを分析・活用し、経営資源の見える化と業務効率化を行うことで、旅行者に対して付加価値の高いサービスの提供を推進する。



観光地経営の高度化

○旅行者の利便性向上・周遊促進、観光産業の生産性向上等の打ち手と有機的に連動し、CRMや旅行消費額の向上等に向けた観光施策の実施や収集したデータのオープン化等を推進する。



観光デジタル人材の育成・活用

○外部専門家の登用、産学連携の抜本強化による教育を推進し、経営層のDXに対する理解の促進に加えて、来訪者と地域の多様な関わり方や地域のデジタルリテラシー向上を推進する。



対象

○ 企業等（企業、大学、地方公共団体、観光地域づくり法人（DMO）等）からなるコンソーシアム

事業の流れ

都市構造再編集集中支援事業

○「立地適正化計画」に基づき、地方公共団体や民間事業者等が行う都市機能や居住環境の向上に資する公共公益施設の誘導・整備、防災力強化、災害からの復興、居住の誘導の取組等に対し集中的な支援を行い、各都市が持続可能で強靱な都市構造へ再編を図ることを目的とする事業。

事業主体：地方公共団体、市町村都市再生協議会、民間事業者等
国費率：1／2(都市機能誘導区域内等、地域生活拠点内)、45%(居住誘導区域内等) ※基幹事業「こどもんなかまちづくり事業」の国費率：1／2

対象事業

<市町村、市町村都市再生協議会>
○都市再生整備計画※に基づき実施される次の事業等のうち立地適正化計画の目標に適合するものをパッケージで支援。
※市町村が作成する都市の再生に必要な公共公益施設の整備等に関する計画

【基幹事業】
道路、公園、河川、下水道、地域生活基盤施設（緑地、広場、地域防災施設、再生可能エネルギー施設等）、高質空間形成施設（歩行支援施設等）、高次都市施設（地域交流センター、観光交流センター、テレワーク拠点施設、賑わい・交流創出施設等）、都市機能誘導区域内の誘導施設※・基幹的誘導施設（医療、社会福祉、教育文化施設等）、既存建造物活用事業、土地区画整理事業、エリア価値向上整備事業、こどもんなかまちづくり事業 等

【提案事業】
事業活用調査、まちづくり活動推進事業（社会実験等）、地域創造支援事業（提案に基づく事業）

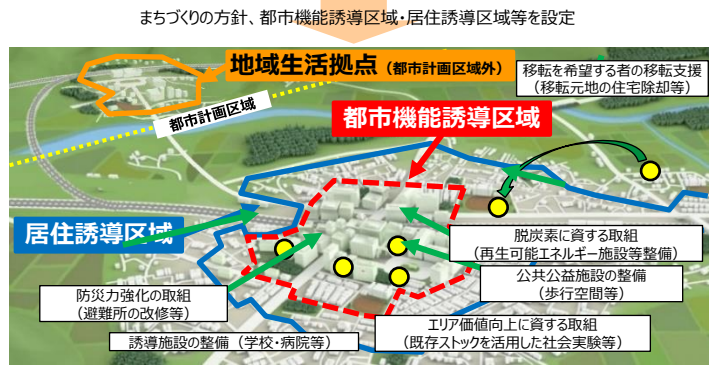
【居住誘導促進事業】
住居移転支援、元地の適正管理 等

<民間事業者等>、<都道府県等（複数市町村が広域的な誘導施設の立地方針を定めた場合に限る。）>
○都市再生整備計画に位置付けられた都市機能誘導区域内の誘導施設※及び基幹的誘導施設（広域で利用される誘導施設）の整備
ー 民間事業者に対する支援については、市町村又は都道府県が事業主体に対して公的不動産等活用支援を行う事業であることを要件とし、事業主体に対する市町村の支援額と補助基本額（補助対象事業費の2／3）に国費率を乗じて得られた額のいずれか低い額を補助金の額とする。
※地域生活拠点内では、一部の基幹事業を除く。
※誘導施設については、三大都市圏域の政令市・特別区における事業は支援対象外だが、広域連携を行った場合は政令市を支援対象とする。

施行地区

- 立地適正化計画の「都市機能誘導区域」及び「居住誘導区域」
- 立地適正化計画に位置付けられた「地域生活拠点(都市計画区域外。都市機能誘導区域から公共交通で概ね30分)※」
ーただし、都市計画運用指針に反して居住誘導区域に土砂災害特別警戒区域等の災害レドゾーンを含めている市町村、市街化調整区域で都市計画法第34条第11号に基づく条例の区域を図面、住所等で客観的に明示していない等不適切な運用を行っている市町村は対象外
※立地適正化計画と整合した市町村管理構想・地域管理構想において、地域生活拠点として位置付けられた区域を含む。
- その他、以下の地区においても実施可能
 - ・立地適正化計画に基づいて誘導施設を統合・整備する場合、廃止された施設の除却等
 - ・都市機能誘導区域及び居住誘導区域に隣接する区域において水辺まちづくり計画がある場合、計画に位置付けられている事業
 - ・市街化区域等内の居住誘導区域外において、あるべき将来像を提示している場合、緑地等の整備
 - ・①居住誘導区域面積が市街地化区域等面積の1/2以下の市町村の居住誘導区域外、②防災指針に即した災害リスクの高い地域であって居住誘導区域外、③市街化区域を市街化調整区域に編入した当該区域、から居住誘導区域への居住の誘導を促進するために必要な事業

市町村が立地適正化計画を作成・公表



市町村が都市再生整備計画を作成・公表



デジタル田園都市国家構想交付金・ 地方創生推進タイプ[°]（先駆型・横展開型・Society5.0型）の概要

➤ 観光や農林水産業の振興等の地方創生に資する取組など（主にソフト事業）を支援。

＜対象事業例＞ 観光振興、移住促進、ローカルイノベーション、地方創生人材の確保・育成、ワークライフバランスの実現、商店街活性化 等

（注）他の国庫補助金等の対象となる可能性のある事業については、補助率等に関わらず他の国庫補助金等の活用が優先され、本交付金の対象とはしない点に留意。

● 制度概要

- ✓ 地方公共団体において、事業計画期間及び交付上限額に応じて、事業類型（先駆型・横展開型・Society5.0型）を選択可能。
- ✓ 先駆型、Society5.0型の審査にあたっては、事務局審査に加えて、外部有識者による審査を行う。

事業類型	対象	上限額 補助率
先駆型	先駆性の高い 最長 5 年間の事業	国費：都道府県:3.0億円 中枢中核:2.5億円 市区町村:2.0億円 補助率：1/2
横展開型	先駆的・優良事例の横展開を 図る最長 3 年間の事業	国費：都道府県:1.0億円 中枢中核:0.85億円 市区町村:0.7億円 補助率：1/2
Society5.0型	地方創生の観点から取り組む、未 来技術を活用した新たな社会シ ステムづくりの全国的なモデルとなる 最長 5 年間の事業	国費：3.0億円 補助率：1/2

（注 1）横展開型（補正予算分）として、「万博の開催を契機として、各都道府県において新たに実施する地方創生に資する取組」を支援。

（注 2）新規事業の通常の申請上限件数は、都道府県：4 事業、中枢中核都市・市区町村：3 事業。一定の条件を満たす事業については、通常の申請上限件数を超える申請を可能とし、最大の申請件数は、都道府県：7 事業、中枢中核都市：6 事業、市区町村：5 事業とする。

評価基準（S～Dの5段階評価）

目指す将来像及び課題の設定

KPI設定の適切性

自立性

デジタル社会の形成への寄与

官民協働

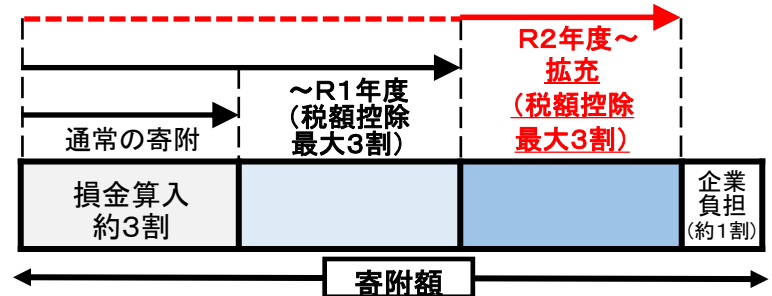
地域間連携

政策・施策間連携

地方公共団体が行う地方創生の取組に対する企業の寄附について法人関係税を税額控除

制度のポイント

- 企業が寄附しやすいよう、
 - ・損金算入による軽減効果に税額控除による軽減効果を上乗せ
 - ・寄附額の下限は10万円と低めに設定
- 寄附企業への経済的な見返りは禁止
 - ※ 地方公共団体のホームページ・広報誌等による寄附企業名の紹介や、公正なプロセスを経た地方公共団体との契約などは問題ありません。(Q&A等参照)
- 寄附額は事業費の範囲内とすることが必要
 - ※ 以下の地方公共団体は対象外。
 - ①不交付団体である東京都
 - ②不交付団体で三大都市圏の既成市街地等に所在する市区町村
 - ※ 本社が所在する地方公共団体への寄附は対象外。



例) 1,000万円寄附すると、**最大約900万円**の法人関係税が軽減。

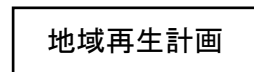
- ①法人住民税 寄附額の4割を税額控除。(法人住民税法法人税割額の20%が上限)
- ②法人税 法人住民税で4割に達しない場合、その残額を税額控除。ただし、寄附額の1割を限度。(法人税額の5%が上限)
- ③法人事業税 寄附額の2割を税額控除。(法人事業税額の20%が上限)

活用の流れ

- ①地方公共団体が地方版総合戦略を策定



- ②①の地方版総合戦略を基に、地方公共団体が地域再生計画を作成



- ④寄附



- ⑤税額控除

企業が所在する自治体
(法人住民税・法人事業税)



◆ 地域再生計画の認定を受けた地方公共団体の数: 46道府県1,598市町村(令和6年4月1日時点)